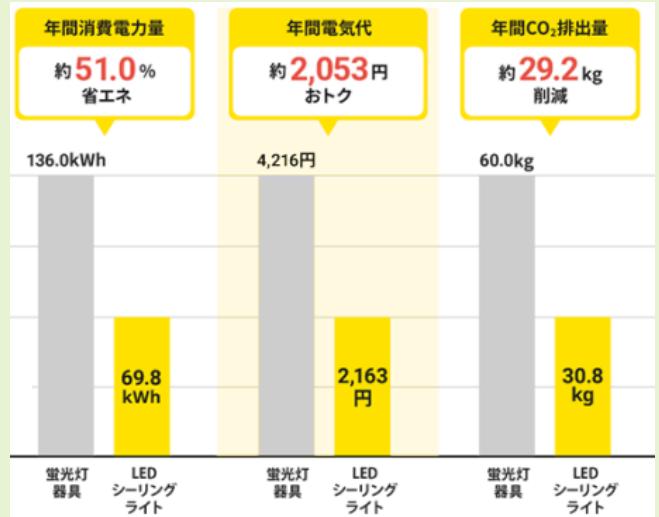
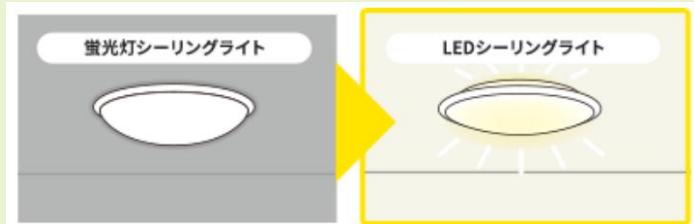


# LED 照明器具への買替等を補助します！

新富町では、町内の戸建て住宅で使用している照明器具を、蛍光灯や白熱灯などから省エネルギー性能が高い LED 照明器具に買い替える費用（設置工事を含む。）の一部を補助します。

例えば、おうちの部屋（8畳）の蛍光灯器具のシーリングライトを LED シーリングライトに交換すると…。

→右の図表は、あくまでも目安です。実際のご使用状況によって、数値は異なります。



※2027年末までに蛍光ランプの製造・輸出入が廃止になります。

## 1. 補助対象者

- 町内に住所を有し、当該住所地の戸建て住宅（持ち家）に居住していること。
- 本人又は本人と同一世帯（世帯を分離している同居の世帯を含む。）に町税等の滞納がないこと。
- 新富町暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

## 2. 補助対象経費

**LED 照明器具の購入及び設置に要した費用（税込み） ただし、費用総額が5,000円以上**

※令和8年2月1日以降に購入及び設置した LED 照明器具が対象です。

### 【補助対象経費とならない費用】

- LED照明器具等の配送料
- クーポン券、ギフト券等により支払った費用
- 販売店等の独自のポイントサービス等を利用して支払った費用

## 3. 補助金額

購入・設置の販売店等	補助金の額
町内に本店を有する販売店等の場合	購入・設置に要した費用の <b>2分の1</b> （上限 <b>2万円</b> ）
上記以外の販売店等の場合	購入・設置に要した費用の <b>3分の1</b> （上限 <b>2万円</b> ）

※100円未満の端数は、切捨てます。

※1世帯につき1回まで、同居で生計を一にする世帯分離者は、同一世帯として取り扱います。

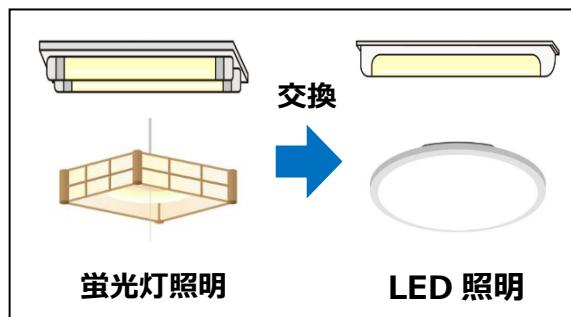
## 4. 申請期間

**令和8年2月9日（月）～ 予算が上限に達した時点で申請受付終了**

※申請は、先着順。申請期間内に裏面の提出書類を環境対策課へ提出してください。

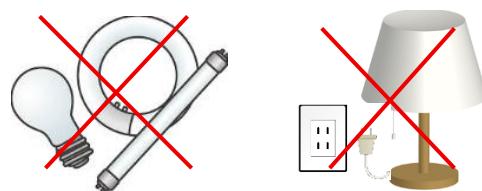
## 5. 補助対象器具

- ・新品のもの
- ・居住する住宅に固定して使用するもの
- ・既に取り付けられた蛍光灯、白熱灯等から買い替えを目的として購入したもの
- ・補助対象者が令和8年2月1日以降に販売店等で購入し、設置したもの



### 【補助対象器具とならないもの】

- ・国、地方公共団体その他の団体による他の補助金を受け購入し、設置したもの
- ・居住部分以外への設置（店舗併用住宅にあっては店舗部分、倉庫、車庫等）
- ・新規設置又は増設
- ・管球のみの買替
- ・電池式等の容易に持ち運べるもの
- ・L E D 照明器具からL E D 照明器具への買い替え



管球のみの交換、卓上スタンドなど

## 6. 提出書類

- 新富町家庭用 LED 照明器具買替等事業費補助金交付申請書兼請求書  
※申請様式は、町ホームページからダウンロードが可能です。
- 領収書等（購入者、金額、購入日、製品名（型番）及び販売店等が記載されているもの）の写し
- 保証書の写し
- 申請者の本人確認書類（運転免許証又はマイナンバーカードの表）の写し
- 通帳（表紙及び通帳を開いた1～2ページ目）の写し
- 交換前の照明器具及び交換後の LED 照明器具の状況が分かる写真（カバーを外したもの）



町ホームページ

## 7. 申請の流れ

### ①対象器具の購入・設置

令和8年2月1日以降にLED 照明器具を購入し設置する。

### ②申請書類の提出

上記の「6.提出書類」を揃えて、環境対策課へ提出する。

### ③補助金交付の決定と振込

町が、申請書類を審査し交付決定後に、指定口座に振り込みます。

申請手続き等について、ご不明な点がございましたら、環境対策課へお問い合わせください。

【お問合せ先】新富町役場 環境対策課 環境推進係 電話 0983-33-6072